

令和2年4月28日

保護者各位

戸田市長 菅原 文仁

### 市内保育施設の臨時休園の継続について

本市の新型コロナウイルス感染症対策に対し、多大なるご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本市では、4月23日付け通知においてお知らせしましたとおり、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことや、本市でも陽性者が拡大傾向にあることから、4月27日から5月6日まで「臨時休園」を実施しております。

しかしながら、現時点では、5月7日以降における国の緊急事態宣言の延長が不明であることや、4月28日に埼玉県知事が県内の小中学校の休校期間を5月末まで延長するよう要請したことから、臨時休園を下記のとおり5月31日までの間継続することに決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、これまでと同様に、医療従事者や社会の機能を維持するために就業の継続が必要な家庭、ひとり親家庭などでご家庭での保育が特に困難な家庭等については、特例的な保育を実施しますので、下記のとおり再度手続きをお願いいたします。

お子様や保護者の皆様、そして施設職員を新型コロナウイルス感染症から守るための取り組みに、引き続き保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 臨時休園の期間について

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

※緊急事態宣言期間の延長等により、上記期間を変更する場合があります。

##### 2. 特例的に保育を実施する世帯

世帯全員が以下の①から④までのいずれかに該当し、かつ休暇等の調整がつかない世帯、または⑤に該当する世帯。

- ① 病院・薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- ② 高齢者施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々への保護の継続に

#### 関する業務に従事

- ③ インフラ（電気、ガス等）運営や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- ④ 警察、消防、行政サービス、鉄道、運送、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
- ⑤ その他、ひとり親世帯等で、家庭での保育が特に困難な場合（労働以外の認定事由を含む）

※在宅勤務の方につきましては、極力ご家庭での保育にご協力を  
お願いいたします。

#### 3. 特例的保育の利用手続き

特例的保育の利用を希望される方は、別紙「特例的保育利用申出書」を令和2年5月1日(金)までに利用施設に提出して下さい。また、保育を利用する際は、利用時間の短縮等にご協力下さい。

なお、提出後の登園希望日の変更や、締切後に急遽利用が必要になった場合等は、利用施設にご相談下さい。

#### 4. 保育料について

臨時休園期間中の保育料については、令和2年4月10日付け文書「緊急事態宣言の発出に伴う保育園保育料について」と同様の取扱いとなります。

#### 5. その他

特例的保育を行う場合、各施設の状況によっては、給食の提供ではなくお弁当のご持参をお願いする場合がございます。詳細につきましては、利用施設にお問合せ下さい。

臨時休園期間中も、お子様や保護者の皆様の体温を測るなど健康観察をして下さい。

また、お子様や同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は感染の疑いがある場合は、速やかに利用施設にご連絡下さい。

なお、在籍する施設において、在園児または職員が感染した場合には、特例的保育も休止します。

#### 問い合わせ先

戸田市こども青少年部保育幼稚園室

TEL：048-441-1800